

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 介護老人保健施設「埼玉ロイヤルケアセンター」の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

・事業所名	埼玉ロイヤルケアセンター
・開設年月日	平成7年8月28日
・所在地	埼玉県入間郡三芳町上富2181-5
・電話番号	049-258-6060
・ファックス番号	049-258-6083
・開設者	理事長 中村 哲也
・管理者	施設長 善平 朝俊
・介護保険事業者番号	1152480010

(2) 当法人の概要

・法人名	医療法人 財団 明理会
・代表者役職・氏名	理事長 中村 哲也
・法人所在地	東京都板橋区本町36-3
・法人本部電話番号	03(3965)5971
・定款の目的に定めた事業	1. 病院の経営 2. 診療所の経営 3. 介護老人保健施設の経営 4. その他これに付随する業務 (以下の経営) 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、 地域包括支援センター、その他
・事業所数	*病院・介護老人保健施設 26カ所 *診療所 5カ所

(3) 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の運営方針

1. 短期入所療養計画及び介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、看護、医学的な管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その居宅における生活への復帰を目指します。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。
3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスの提供を受けられることができるように努めます。

(4) 施設の職員体制 (基準数以上による)

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
医 師	1	0.5		医療
看 護 職 員	15		1	看護業務
薬 剤 師		0.5		薬剤管理
介 護 職 員	36		6	介護業務
支 援 相 談 員	3			相談業務
理 学 療 法 士	1			機能訓練業務
作 業 療 法 士	2			機能訓練業務
管 理 栄 養 士	1			栄養指導
介 護 支 援 専 門 員	3			サービス計画の作成
事 務 職 員	4			事務会計
そ の 他	4		1	用務

(5) 施設の設備等の概要

定 員	150名(認知:50名)		レクリエーションルーム	3 (各階)
居 室	4人室	33室	食 堂	3 (各階)
	個 室	18室	サービスステーション	3 (各階)
診 察 室	1		談 話 室	3 (各階)
機能訓練室	1		浴 室	一般浴槽・特別浴槽
相談室	2		事務室	1

(6) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業者への研修の実施	有	年1回以上の専門研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	有	生命・身体を保護する為に緊急やむを得ない場合のみ、同意の上行う。
感染症の管理体制	有	感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のため指針を整備し、対策検討会議を月1回以上開催
介護事故に対する安全管理体制	有	施設内で発生した事故について毎月開催される身体検討委員会にて分析し改善策を検討
褥瘡防止対策の体制	有	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を整備
介護サービス情報の公表	有	指定調査機関による調査(年1回)・公表
その他	無	

2. サービス内容

- ①短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画の立案（4日以上の利用）
- ②食事：原則として食堂でおとりいただきます。
 朝食 7時30分
 昼食 12時00分
 夕食 18時00分
- ③入浴：最低週2回入浴できます。ただし、身体状況に応じて、特別浴槽または清拭となる場合があります。
- ④比較的安定した病状についての医療：診察、検査、投薬、処置等
- ⑤健康管理：体温、脈拍、血圧の測定。服薬の管理、保健衛生上の指導、症状や心身の状況に応じた看護
- ⑥介護：短期入所療養介護計画又は介護予防短期入所療養介護計画に沿って次の介護を行ないます。食事、口腔ケア、着替え、排泄、おむつ交換、体位交換、離床、施設内の移動の付添い等の介助
- ⑦機能訓練：個別・集団等のリハビリテーションやレクリエーションを行ないます。
- ⑧レクリエーション：集団レクリエーション・合唱・散歩・誕生日会・季節行事等
- ⑨栄養管理：栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩相談援助：入退所相談、生活相談、行政手続きの説明
- ⑪理美容：理美容師による出張サービス
- ⑫その他：利用者の能力に応じた日常生活を営めるよう各種の支援を行ないます。
 ＊これらのサービスのなかには、利用者の方から、基本利用料とは別に利用料金を頂くものもありますので、個別にご相談ください。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護

①施設利用料【基本型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		従来型個室	多床室		
1	1割負担	774円	853円	朝食：500円 昼食：780円 夕食：700円 ＊減額制度あり	1日あたり ・従来型個室 1,730円 ・多床室 520円 ＊減額制度あり
	2割負担	1,547円	1,705円		
	3割負担	2,320円	2,558円		
2	1割負担	823円	904円		
	2割負担	1,646円	1,808円		
	3割負担	2,468円	2,712円		
3	1割負担	888円	970円		
	2割負担	1,775円	1,939円		
	3割負担	2,662円	2,909円		
4	1割負担	943円	1,024円		
	2割負担	1,886円	2,048円		
	3割負担	2,829円	3,072円		
5	1割負担	998円	1,081円		
	2割負担	1,995円	2,161円		
	3割負担	2,992円	3,242円		

②施設利用料

②施設利用料【在宅強化型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		従来型個室	多床室		
1	1割負担	842円	927円	朝食：500円 昼食：780円 夕食：700円 *減額制度あり	1日あたり ・従来型個室 1,730円 ・多床室 520円 *減額制度あり
	2割負担	1,683円	1,853円		
	3割負担	2,524円	2,779円		
2	1割負担	918円	1,006円		
	2割負担	1,835円	2,011円		
	3割負担	2,752円	3,017円		
3	1割負担	984円	1,073円		
	2割負担	1,968円	2,145円		
	3割負担	2,952円	3,217円		
4	1割負担	1,045円	1,132円		
	2割負担	2,089円	2,264円		
	3割負担	3,134円	3,396円		
5	1割負担	1,103円	1,193円		
	2割負担	2,206円	2,385円		
	3割負担	3,309円	3,577円		

※ 居住費・食費については負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額になります。

③加算項目

	内 容	利用料金	自己負担分		備 考
1	夜勤職員配置加算	246円	1割負担	25円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員の配置をしている場合に算定
			2割負担	50円/日	
			3割負担	74円/日	
2	個別リハビリテーション実施加算	2,464円	1割負担	247円/回	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に算定
			2割負担	493円/回	
			3割負担	740円/回	
3	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	523円	1割負担	53円/日	・施設基準第五十五号イ(1)(六)に掲げる算定式により算定した数が40以上であること。 ・地域に貢献する活動を行っていること。 ・介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の【基本型】を算定しているものであること。
			2割負担	105円/日	
			3割負担	157円/日	

	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	523 円	1 割負担	53 円/日	<ul style="list-style-type: none"> 施設基準第五十五号イ (1) (六) に掲げる算定式により算定した数が 70 以上であること。 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) の【在宅強化型】又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I) の【在宅強化型】を算定していること。
			2 割負担	105 円/日	
			3 割負担	157 円/日	
4	認知症ケア加算	780 円	1 割負担	78 円/日	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当し、認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者に対して指定短期入所療養介護を行った場合。 ※ユニット型介護老人保健施設は算定不可。
			2 割負担	156 円/日	
			3 割負担	234 円/日	
5	認知症専門ケア加算 (I)	30 円	1 割負担	3 円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定
			2 割負担	6 円/日	
			3 割負担	9 円/日	
	認知症専門ケア加算 (II)	41 円	1 割負担	5 円/日	認知症専門ケア加算 (I) の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修終了者を 1 人以上配置し、事業者全体の認知症ケアの指導等を実施している場合
			2 割負担	9 円/日	
			3 割負担	13 円/日	
6	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,054 円	1 割負担	206 円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護が必要であると判断した者に対して短期入所療養介護を行った場合に、開始日から起算して 7 日を限度として算定 ※特定介護老人保健施設短期入所療養介護 (日帰り短期入所) の場合は対象外。
			2 割負担	411 円/日	
			3 割負担	617 円/日	
7	若年性認知症利用者受入加算	1,232 円	1 割負担	124 円/日	若年性認知症利用者を受け入れた場合に算定
			2 割負担	247 円/日	
			3 割負担	370 円/日	
8	総合医学管理加算	2,824 円	1 割負担	283 円/日	1. 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10 日を限度として 1 日につき所定単位数を加算する。 2. 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。
			2 割負担	565 円/日	
			3 割負担	848 円/日	
9	緊急短期入所受入加算	924 円	1 割負担	93 円/日	利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。 ※利用を開始した日から起算して 7 日 (利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等や
			2 割負担	185 円/日	

			3割負担	278円/日	むをえない事情がある場合は14日) ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合には算定しない。
10	重度療養管理加算	1,232円	1割負担	124円/回	要介護4又要介護5の利用者であって、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に算定
			2割負担	247円/回	
			3割負担	370円/回	
11	送迎加算	1,889円	1割負担	189円/回	送迎を行った場合に算定(片道につき)
			2割負担	378円/回	
			3割負担	567円/回	
12	療養食加算	82円	1割負担	9円/回	療養食を提供した場合、1日につき3回を限度として算定
			2割負担	17円/回	
			3割負担	25円/回	
13	緊急施設療養費	5,319円	1割負担	532円/回	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる利用者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処理等が行われた場合に算定(1回に連続する3日を限度)
			2割負担	1,064円/回	
			3割負担	1,596円/回	
14	特定治療	医科診療報酬点数表			やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、医科診療報酬点数表により算定する点数に10円を乗じた額を算定
15	サービス提供体制強化加算(I)	225円	1割負担	23円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上配置の場合に算定
			2割負担	45円/回	
			3割負担	68円/回	
16	業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			以下の基準に適合していない場合。 <ul style="list-style-type: none"> 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 ※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
17	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 <ul style="list-style-type: none"> 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 虐待の防止のための指針を整備すること。 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

					<ul style="list-style-type: none"> ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
18	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			<p>身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 <p>※令和7年4月1日から適用。</p>
19	口腔連携強化加算	513円	1割負担	52円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 <p>※1月に1回に限り算定可能。</p>
			2割負担	103円/回	
			3割負担	154円/回	
20	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1027円	1割負担	103円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供(オンラインによる提出)を行うこと。
			2割負担	206円/回	
			3割負担	309円/回	
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	102円	1割負担	11円/回	
			2割負担	21円/回	
			3割負担	31円/回	

21	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の97%を算定	
22	定員超過の場合	所定単位数の70%を算定	利用者の数の合計が入所定員を超える場合。
23	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の70%を算定	

- ※ 上記料金は、地域加算が含まれます。
- ※ 料金には、介護職員処遇改善加算Ⅰとして、基本サービス費と各種加算項目の単位数の合計に7.5%が、上乘せされるため、端数処理上自己負担の金額が変わります。
- ※ 償還払いの場合は、一旦、介護報酬の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行致します。後日、当該市区町村の介護保険の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

④その他の費用

	項 目	料 金	内 容
24	日常生活品費	300 円	日用品として、個人的に使用していただくペーパー類、洗面用品、タオル類、おしぼり等、施設で用意するものをご利用いただく場合
25	テレビ使用料	※550 円	個人的に居室でテレビを観賞する場合
26	理美容費	別途参照	ご希望され、実施された場合に別途料金が発生します。
27	特別室料（一般棟：個室利用料）	※2,750 円	個室にご入所されている方で、1日に発生するご利用料です。

※ 「※」につきましては、税込表示です。

(2) 介護予防短期入所療養介護

①施設利用料【基本型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		従来型個室	多床室		
要支援1	1割負担	595 円	630 円	朝食：500 円 昼食：780 円 夕食：700 円 *減額制度あり	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型個室 1,730 円 ・多床室 520 円 *減額制度あり
	2割負担	1,190 円	1,259 円		
	3割負担	1,784 円	1,889 円		
要支援2	1割負担	746 円	795 円		
	2割負担	1,492 円	1,590 円		
	3割負担	2,237 円	2,385 円		

②施設利用料【強化型】（1日あたりの自己負担分）

要介護度	負担割合	基本サービス費		食費	居住費
		従来型個室	多床室		
要支援1	1割負担	649 円	691 円	朝食：500 円 昼食：780 円 夕食：700 円 *減額制度あり	<ul style="list-style-type: none"> ・従来型個室 1,730 円 ・多床室 520 円 *減額制度あり
	2割負担	1,298 円	1,381 円		
	3割負担	1,947 円	2,071 円		
要支援2	1割負担	799 円	857 円		
	2割負担	1,598 円	1,713 円		
	3割負担	2,397 円	2,570 円		

※ 居住費・食費については負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している負担額になります。

③加算項目（1日あたり）

	内 容	利用料金	自己負担額		備 考
1	夜勤職員配置加算	246 円	1割負担	25 円/日	利用者の数が20又はその端数を増すごとに1以上の数の夜勤を行う看護・介護職員の配置をしている場合に算定
			2割負担	50 円/日	
			3割負担	74 円/日	
2	個別リハビリテーション実施加算	2,464 円	1割負担	247 円/回	医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合に算定
			2割負担	493 円/回	
			3割負担	740 円/回	

3	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	523円	1割負担	53円/日	<ul style="list-style-type: none"> 施設基準第五十五号イ(1)(六)に掲げる算定式により算定した数が40以上であること。 地域に貢献する活動を行っていること。 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の【基本型】を算定しているものであること。
			2割負担	105円/日	
			3割負担	157円/日	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	523円	1割負担	53円/日	<ul style="list-style-type: none"> 施設基準第五十五号イ(1)(六)に掲げる算定式により算定した数が70以上であること。 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の【在宅強化型】又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の【在宅強化型】を算定していること。
			2割負担	105円/日	
			3割負担	157円/日	
4	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30円	1割負担	3円/日	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に算定
			2割負担	6円/日	
			3割負担	9円/日	
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	41円	1割負担	5円/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修終了者を1人以上配置し、事業者全体の認知症ケアの指導等を実施している場合
			2割負担	9円/日	
			3割負担	13円/日	
5	認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,054円	1割負担	206円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護予防短期入所療養介護が必要であると判断した者に対して、介護予防短期入所療養介護を行った場合に、開始日から起算して7日を限度として算定
			2割負担	411円/日	
			3割負担	617円/日	
6	若年性認知症利用者受入加算	1,232円	1割負担	124円/日	若年性認知症利用者を受け入れた場合に算定
			2割負担	247円/日	
			3割負担	370円/日	
7	総合医学管理加算	2,824円	1割負担	283円/日	1. 治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として1日につき所定単位数を加算する。
			2割負担	565円/日	
			3割負担	848円/日	
8	送迎加算	1,889円	1割負担	189円/回	送迎を行った場合に算定(片道につき)
			2割負担	378円/回	
			3割負担	567円/回	
9	療養食加算	82円	1割負担	9円/回	療養食を提供した場合、1日につき3回を限度として算定
			2割負担	17円/回	
			3割負担	25円/回	
10	緊急時施設療養費	5,319円	1割負担	532円/回	利用者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要となる利用者に対し、応急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等が行われた場合に算定(1回に連続する3日を限度)
			2割負担	1,064円/回	
			3割負担	1,596円/回	
11	特定治療	医科診療報酬点数表			やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、医科診療報酬点数表により算定する点数

					に10円を乗じた額を算定
12	サービス提供体制強化加算（I）	225円	1割負担	23円/回	介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上配置の場合に算定
			2割負担	45円/回	
			3割負担	68円/回	
13	業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			<p>以下の基準に適合していない場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 <p>※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</p>
14	高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			<p>虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 虐待防止のための指針を整備すること。 ・従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
15	身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1.0%を減算			<p>身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図ること。 ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 <p>※令和7年4月1日から適用。</p>
16	口腔連携強化加算	513円	1割負担	52円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回

			2割負担	103 円/回	<p>に限り所定単位数を加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 <p>※1月に1回に限り算定可能。</p>
			3割負担	154 円/回	
17	生産性向上推進体制加算(I)	1,027 円	1割負担	103 円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・(II)の要件を満たし、(II)のデータにより業務改善の取り組みによる成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
			2割負担	206 円/回	
			3割負担	309 円/回	
	生産性向上推進体制加算(II)	102 円	1割負担	11 円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと
			2割負担	21 円/回	
			3割負担	31 円/回	
18	夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	所定単位数の97%を算定。			
19	定員超過の場合	所定単位数の70%を算定			利用者の数の合計数が入所定員を超える場合
20	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の70%を算定			

※ 上記料金は、地域加算が含まれます。

※ 料金には、介護職員処遇改善加算 I として、基本サービス費と各種加算項目の単位数の合計に 7.5%が、上乘せされるため、端数処理上自己負担の金額が変わります。

※ 償還払いの場合には、一旦、介護報酬額の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行致します。後日、当該区役所の介護保険の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

④その他の費用

	項 目	料 金	内 容
21	日常生活品費	300 円	日用品として、個人的に使用していただくペーパー類、洗面用品、タオル類、おしぼり等、施設で用意するものをご利用いただく場合
22	テレビ使用料	※550 円	個人的に居室でテレビを使用する
23	理美容費	別途参照	ご希望され、実施された場合に別途料金が発生します。
24	特別室料（一般棟：個室利用料）	※2,750 円	個室にご入所されている方で、1日に発生するご利用料です。

※「※」につきましては、税込表示です。

(3) 支払い方法

毎月10日前後に前月分の請求をいたします。お支払方法は口座引落となります。

4. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の利用の中止

(1) 利用開始予定日以前の中止

入所前にご利用者様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

入所日の前日午後5時までにご連絡をいただいた場合	無料
入所日の前日午後5時までにご連絡をいただかなかった場合	短期入所療養介護利用料の20%

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ①ご利用者様が途中退所を希望された場合
- ②入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③利用中に体調が悪くなった場合、短期入所療養介護の継続が困難になったとき
- ④他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要に応じてご家族または緊急連絡先へ連絡をするとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。また料金は退所日までの日数を基準に計算します。

5. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡をするとともに、保険者及び協力医療機関等に連絡をとる等必要な措置を講じます。事故内容については、状況を記録し、再発防止に努めます。事故が故意・過失による場合は、損害賠償します。故意・過失によらない場合や利用者に重過失がある場合は、この限りではありません。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等は速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・イムス三芳総合病院 : 埼玉県入間郡三芳町藤久保 974-3 TEL049-258-2323
- ・井上歯科医院 : 埼玉県入間郡三芳町北永井 3-6 TEL049-274-1977
- ・医療法人健友会 : 埼玉県川越市小ヶ谷 72-1 TEL049-244-2343

7. 非常災害対策

- ・災害時の対応 消防計画規定により、生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火戸、排煙設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、粉末消火設備等
- ・防災訓練 年2回以上（内1回は、夜間を想定した訓練を行ないます）
- ・防火管理者 事務長

8. 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 午前10時～午後8時
- ・外出・外泊 事前に届出書を記入
- ・設備・備品の利用 備え付けの物を利用、無断使用は禁止
- ・飲食物の持ち込み 原則不可（施設で許可したものに限る）
- ・金銭・貴重品の持ち込み 原則不可（個人管理：破損・紛失盗難には責任は負いかねます）
- ・飲酒・喫煙 原則禁止
- ・施設外での受診 医師の指示のもとに行う
- ・その他 施設内での特定の政治活動、宗教活動、営利行為はご遠慮下さい

9. 要望および苦情等の相談

(1) 当事業所の相談・苦情の受付窓口

電話 049-258-6060 (受付時間 8:30～17:30)
FAX 049-258-6083 (24時間受付)

*要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応致しますが、備え付けのご意見箱をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(担当職員) 支援相談員

(2) その他 役場、国保連の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口◇三芳町役場 健康増進課 介護保険係
TEL 049-258-0019
◇埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係
TEL 048-824-2568

その他の利用料希望確認表

項目	料金	内容	希望確認
日常生活品費	300 円/日	日用品として、個人的に使用していただくペーパー類、洗面用品、タオル類、おしぼり等、施設で用意するものをご利用頂く場合	希望する・希望しない
テレビ利用料	550 円/日	個人的に居室でテレビ観賞する場合	希望する・希望しない

介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター入所にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて以下の項目を説明し、同意を得て交付いたしました。

令和____年____月____日

事業者 事業者名 埼玉ロイヤルケアセンター
住 所 埼玉県入間郡三芳町上富 2 1 8 1 - 5
代表者名 理事長 中村 哲也 印
説明者 _____ 印

- 重要事項説明書
 その他の利用料希望確認表

介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター短期入所にあたり、本書面に基づいて上記の項目について説明を受け、同意をし、交付を受けました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

極 度 額 _____ 万円

※ 極度額とは、入所費用やその他諸費用について、申込者が支払いをしなかった場合に連帯保証人が引き受ける上限金額の事です。

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が代理人（身元引受人）として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます。)

住 所 _____
氏 名 _____ 印

短期入所療養介護契約書

介護予防短期入所療養介護契約書

(令和3年4月1日現在)

様(以下、「利用者」といいます)と介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う介護老人保健施設短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護について、次のとおり契約します。

連帯保証人 _____ は、利用者の契約内容において一切の責任を負います。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供します。

利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことを本契約の目的とします。

(契約の期間)

第2条 本契約の有効期間は、令和6年1月18日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、連帯保証人等に変更が合った場合は、新たに契約を行うことで利用継続とする。

2 利用者は、利用開始予定日から14日間以上の猶予において、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は契約期間中であれば、短期入所療養介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は居室が確保できないなど正当な理由がない限り、これを断りません。

3 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を、契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

(短期入所療養介護計画及び介護予防短期入所療養介護計画)

第3条 事業者は、利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画書」に沿って、「短期入所療養介護計画」又は「介護予防短期入所療養介護計画」を作成します。事業者は、この「短期入所療養介護計画」又は「介護予防短期入所療養介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容)

第4条 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供場所は、埼玉ロイヤルケアセンターです。所在地、設備の概要及びサービスの内容は【重要事項説明書】に記載の通りです。

2 事業者は、「短期入所療養介護計画」又は「介護予防短期入所療養介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合は、事業者に申し出ることができます。その場合、当施設は可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

(要介護認定の申請に係る援助)

第5条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録)

第6条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管をします。

2 利用者は、事業者の営業時間内に、当該利用者に関する前項のサービス提供記録を閲覧できます。

(施設外持ち出し禁止)

3 利用者は、当該利用者に関する前項のサービス提供記録の写しの交付を有料にて受けることができます。ただし、連帯保証人、その他の者(代理人を含みます)から申し出が合った場合には、利用者の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(料金)

第7条 利用者又は連帯保証人は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 当施設は、当月の利用料金について請求書に明細書を付して、翌月10日前後に利用者又は連帯保証人の指定する送付先に請求いたします。

3 利用者又は連帯保証人は、当月の料金の合計額を翌月27日(27日が土曜、日曜、祝日の場合は、翌営業日)に口座引落の方法で支払います。

4 当施設は、利用者又は連帯保証人から料金の支払いを受けたときは、利用者又は連帯保証人が指定する送付先に対して領収書を送付します。

(利用開始前のサービスの中止)

第8条 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午前5時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなく、サービスの中止を申出た場合は、事業者は、利用者に対して〔重要事項説明書〕に定める計算方法により、1日分の利用料の全部又は一部を請求することができます。この場合、事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから14日間以内に支払うものとします。

(利用期間中のサービスの中止)

第9条 利用者は、事業者に対して、前日までに申出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所の日までの日数を基準に計算します。

2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、〔重要事項説明書〕に記載したとおりです。

3 1項、2項に定める他、利用期間中に利用者が入院日までの日数を基準に計算します。

(契約の終了)

第10条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。尚、④⑤⑥については即時退所としこの契約を解約することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

② 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当該施設を利用いただくことができない場合

③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当該施設での適切な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供範囲を越えると判断された場合

④ 利用者が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為(暴力・セクハラ・窃盗・器物破損等)を行った場合

- ⑤ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に影響を及ぼす恐れがあり、又は、利用者が自傷行為を起こすなどこの契約を継続しがたい事情が生じた場合

3 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

（身体拘束）

第11条 当施設は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字抑制帯をつける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子にテーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体拘束を行いません。ただし、利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合は、施設長（医師）が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。（「別紙 身体拘束についての取扱要領」遵守）

（連携）

第12条 事業者は、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

（秘密保持）

第13条 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1の通り定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡
- ② 介護保険サービスの利用のための市区町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他の介護保険事業者等への情報提供
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否情報を行政に提供する場合等）
- ⑥ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究等。尚、この場合利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第14条 事業者は、利用者に対し、医師の医学的な判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 事業者は、利用者に対し、当該施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門医療機関を紹介します。

3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者及び連帯保証人が指定する者に対し、緊急に連絡をします。

（事故発生時の対応）

第15条 事業者は、介護保健施設サービス提供等により事故が発生した場合、利用者に対し、必要な措置を講じます。

2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼します。

3 事業者は、速やかに連帯保証人及び家族に連絡をするとともに、保険者又は保険者の指定する行政機関に対して連絡をします。

(賠償責任)

第16条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び家族等は、連帯して、当施設に対し、その損害を賠償するものとします。

(相談・苦情対応)

第17条 事業者は、利用者からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

担当者	支援相談員
電話	049-258-6060 (8:30~17:30)
FAX	049-258-6083 (24時間対応)

公的機関においても苦情の申し出ができます。

三芳町役場健康増進課介護保険係	埼玉県国民健康保険団体連合会
電話：049-258-0019	電話：048-824-2568
	FAX：048-824-2561

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(利用者代理人)

第19条 利用者は、連帯保証人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

(裁判所管轄)

第20条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンターでは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

なお、

【利用者への介護サービスの提供に係る利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族への心身の状態説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払い機関へのレセプトの提出
 - －審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
- ・ 対外向けの事例研究等
- ・ 外部委託業者等への情報提供

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる通常1割の自己負担分もしくは2割または3割の自己負担分と保険給付対象外の費用（食費、居住費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、クラブ活動等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅において種々のサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター短期入所にあたり、本契約を証するため、利用者、事業者は署名又は記名押印のうえ、本契約書を2通作成し、利用者、事業者が各1通ずつ保有します。

契約締結日 令和____年____月____日

契約者名

事業者	事業者名	埼玉ロイヤルケアセンター	
	住所	埼玉県入間郡三芳町上富2181-5	
	代表者名	理事長 中村 哲也	印
	説明者	_____	印

- 入所契約書
- 個人情報の利用目的
- 利用者負担説明書

私は、介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター入所にあたり、本書面に基づいて上記の項目について説明を受け、十分に理解し、了承しました。

利用者 住所 _____

氏 名 _____ 印

連帯保証人 住所 _____

氏 名 _____ 印

極 度 額 _____ 万円

※ 極度額とは、入所費用やその他諸費用について、申込者が支払いをしなかった場合に連帯保証人が引き受ける上限金額の事です。

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が代理人（身元引受人）として判断・対応します。（契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます。）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【本契約書第7条2項及び4項の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

【本契約書第14条3項緊急時及び第15条3項事故発生時の連絡先】

緊急連絡先①

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

緊急連絡先②

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	

身体拘束についての取扱要領

1. 目的

介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンターは、国が定める指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準第13条第4、5項の「サービスの提供に当たっては、当該入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、ご利用者様の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実に努め、「拘束をしない介護」を目指します。

2. 拘束の種類と範囲

「拘束」とは、身体的拘束及び対応的拘束を言います。

(1) 身体的拘束とは、ご利用者様の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限することを言います。

- 安全ベルト・紐等を使用し、車椅子に固定すること
- 紐・転落防止帯等を使用し、手・足・胴体をベッドに固定すること
- ベッド柵を使用し、ベッドから降りられないようにすること
- 介護服（つなぎ服）を使用し、着脱の自由を制限すること
- ミトン型手袋等を外せないように、手首を固定すること
- 日常生活を営むのに必要な居室等の入りをふさぎ、自由に出入りができないようにすること
- 過剰な薬物を服用させ、行動を制限すること

(2) 対応的拘束とは、ご利用者様に精神的マイナスを与えるような対応をすることを指します。

- ご利用者様に威圧的な言動、対応をすること
- ご利用者様の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等を行うこと

3. 日常ケアの見直し

「拘束」を行う理由として

- ご利用者様を転倒による骨折やケガ等の事故から守る
- 点滴や経管栄養の管を抜いてしまうことを防ぐ
- オムツを外しての不潔行為を防ぐ
- 他のご利用者様への暴力を防ぐ

等が言われてきました。しかし、ご利用者様が活動的に生活するために、

- (1) ご利用者様の立場にたち、一人ひとりの人権を尊重した対応に努めます。
- (2) ご利用者様の状態により、日常的に起こりえる状況、明らかに予測される状況について、事前に予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討します。
- (3) ご利用者様が落ち着いて生活が送れるような環境整備に努めます。

4. ご利用者様及びご家族様等への説明

(1) ご利用者様及びご家族様等より、「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の依頼があった場合は、ご利用者様及びご家族様等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転倒予防」「ケガの予防」であっても「拘束をしない介護」を目指します。

(2) 「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はありますが、活動的に生活するために、「拘束をしない介護」の取り組みをします。

5. 緊急時やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、ご利用者様本人またはその他のご利用者様等の生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合があります。

- (1) 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言います。
- (2) 緊急やむを得ない場合とは、ご利用者様本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません。

「身体拘束ゼロへの手引き」では、緊急やむを得ず身体拘束をする場合には、次の3点の要点をすべて満たすことが必要としています。

- ・切迫性・・・ご利用者様本人または他のご利用者様等の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い
- ・非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ・一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

6. 「身体拘束」を行う場合の手続き

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は、以下の手続きにより行います。

- (1) 第一に他の代替策を検討します。
- (2) 実施にあたっては、必要最低限の方法、時間、期間、実施方法の適正、安全性、経過確認の方法について検討を行う。
- (3) 事前もしくは事後すみやかに施設長の判断を仰ぎます。
- (4) 事前もしくは事後すみやかにご家族様等に連絡を致します。
- (5) 事前もしくは事後すみやかに、「身体拘束廃止委員会」(後述)のメンバー及びご家族様等の参加する緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、ケアプランを作成します。
- (6) 実施にあたっては、別紙の通り検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を作成します。

7. 「身体拘束」を行う際の方法

緊急時やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は、以下の方法とします。

- (1) 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法にします。
- (2) ご利用者様の見守りを強化し、ご利用者様本人や他のご利用者様等の身体、生命の危険がないように配慮します。
- (3) 「身体拘束」を行っている期間中は、別紙記録用紙にて状況の記録を作成します。
- (4) 「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除します。

8. 「記録」

「身体拘束」を行う際は、記録を作成し、ご利用者様との契約終了後2年間保管します。

- (1) 「身体を拘束し行動制限」を行っている時、及び「身体拘束」を行っていない状況のときに、転倒や転落等のケガや事故が発生した場合は、「アクシデント報告書」を作成します。
- (2) ご利用者様及びご家族様等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの交付を求めることができます。

9. 「身体拘束廃止委員会」の設置

事業所内に、「身体拘束廃止委員会」を設置しています。

- (1) 原則として月1回開催します。
- (2) 施設内の日常的ケアを見直し、ご利用者様が人間として尊重されたケアが行われているか検討します。
- (3) 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法が適正か否かについて検討し、確認します。
- (4) 事例をもとに、代替策の検討を行い、ご利用者様のサービスの向上に努めます。
- (5) ご利用者様の人権を尊重し、「拘束を行わなくても、ご利用者様の安全を守る」ために、職員に対しての研修を行っています。

入 所 時 リ ス ク 説 明 書

ご利用者： _____ 様 年齢： _____ 歳 性別： _____

当施設ではご利用者様が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状により、下記のことが予想されることを十分にご理解下さい。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折することがあります。また老人保健施設は、原則的に拘束を行わないことからベッドや車椅子からの転落等による骨折、外傷、頭蓋内損傷等のおそれがあります。
- 高齢者の皮膚は薄くなっており、少しの摩擦で表皮剥離ができやすく、また血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血ができやすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性があります。
- 高齢者は、脳や心肺等の疾患により、急に変化されることがあります。また、本人の全身状態が急に変化された場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

上記のことは、ご自宅でも起こりうることで、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。
なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター入所にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて以下の項目について説明しました。

令和____年____月____日

事業者 埼玉県入間郡三芳町上富2181-5
介護老人保健施設 埼玉ロイヤルケアセンター
施設長 善平 朝俊 印
説明者 _____ 印

身体拘束についての取扱要領

入所時リスク説明書

私は、介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター入所にあたり、本書面に基づいて上記の項目について説明を受け、十分に理解し、了承しました。

利用者 住所_____

氏名_____ 印

連帯保証人 住所_____

氏名_____ 印